

担い手確保・経営強化支援事業

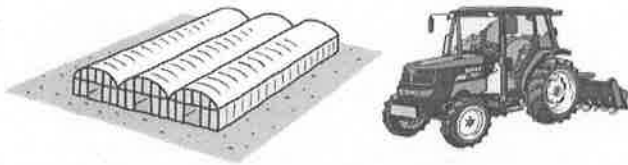
力強く持続可能な農業構造を実現するため、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。



担い手確保・経営強化支援事業について

適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区（又は活用することが確実な地区）において、付加価値額の拡大、売上高の拡大又は経営コストの縮減など先進的な農業経営の確立に意欲的に取り組む地域の担い手が、融資を活用して農業用機械、施設を導入する際、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。



取得価格**3,000**万円（税込）
助成金額 最大**1,500**万円（補助率1/2以内）

融資を活用して、ハウスとトラクターを整備（取得価格**3,000**万円）する場合、最大で**1,500**万円の助成を受けることができます。

自己資金や融資枠が不足している場合でも、経営発展に必要な投資を行うことが可能になります。



(1) 事業実施地区について

事業実施地区は以下の①及び②を満たす地区です。

- ① 適切な「人・農地プラン」が作成されていること。
- ② 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を進めている地域（又は活用することが確実な地域）であること。

※ 「人・農地プラン」を作成していない地域にあっては、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者が営農する地域を事業実施地区とすることができます。



(2) 適切な「人・農地プラン」について

適切な「人・農地プラン」とは、以下を全て満たしているプランです。

- ① 人・農地プランの作成に当たっては、地域農業を担う主要な農業者（入り作者等を含む。）の意向を踏まえて人・農地プランの作成・見直しが定期的に行われるとともに、話し合い等の活動を通じて農地の出し手等も含めた地域内の関係者にも人・農地プランの内容が共有され、かつ、話し合い等の活動結果が公表されていること、又は公表されることが確実であること。

また、話し合い等の活動の中で、今後の地域農業のあり方（農地集積・規模拡大、複合化、6次産業化、高付加価値化、新規就農促進等の取組）や農地中間管理機構の位置付けについても、十分検討されていること。

- ② 今後とも、話し合い活動を継続して行い、人・農地プランの内容の向上を図っていくと見込まれること。



(3) 助成対象者について

助成対象となる経営体は以下のいずれかです。

- ① 適切な人・農地プランに位置づけられた中心経営体であって、かつ認定農業者、認定就農者又は集落営農組織(※)であること。
- ② 農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者であること。

※集落営農組織(既に法人化している場合を除く)は、以下のすべてを満たす組織であること。

- (1) 代表者の定めがあり、定款又は規約が定められていること。
- (2) 共同販売経理を行っていること。
- (3) 法人化することが確実であると見込まれること。

(4) 助成対象となる事業内容について

助成対象となる事業内容は以下のとおりです。

- ・ 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な機械又は施設の取得、改良。
- ・ 農地等の改良、造成

例えば、

- ・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
 - ・ 乾燥調製施設(乾燥機)、集出荷施設(選果機)、農畜産物加工施設(加工設備)など設備の取得
 - ・ ビニールハウスの整備 ・ 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備
- などが支援の対象となります。



事業内容の主な要件：

- ・ 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ・ 原則として、事業の対象となる機械又は施設(中古資材等を活用して施設を整備する場合を含む)は、耐用年数が概ね5年以上20年以下のもの(中古農業用機械の場合には2年以上のもの)であること。
- ・ 運搬用トラック、パソコン、倉庫等汎用性が高いものでないこと。
- ・ 助成対象者の成果目標に直結するものであること。

(5) 成果目標について

助成対象者は、成果目標として、必須目標と選択目標をそれぞれ1つ以上設定する必要があります。

【必須目標】 ①付加価値額の10%以上の拡大、②売上高の10%以上の拡大
③経営コストの10%以上の縮減

【選択目標】 ④経営面積の拡大、⑤農業の6次産業化、⑥農産物の高付加価値化、⑦経営の効率化、⑧耕作放棄地の解消、⑨農業経営の複合化、⑩農業経営の法人化、⑪雇用

(6) 対象となる融資について

本事業で農業用機械等を導入するに当たり借り受ける融資は、以下の機関が貸し付けを行う資金です。

- ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、銀行、信用金庫、信用組合、都道府県

(7) 助成金の算定方法について

個々の事業内容ごとに以下の①～③により算定した額のうち一番低い額が助成金額となります。

- ① = 事業費 × 1 / 2
- ② = 融資額
- ③ = 事業費 - 融資額 - 地方公共団体等による助成額

ハウスとトラクター（取得価格3,000万円）を、金融機関から1,400万円の融資、A市から300万円の助成を受けて整備する場合は、

- ① = 1,500万円 $(3,000万円(事業費) \times 1 / 2)$
- ② = 1,400万円 (融資額)
- ③ = 1,300万円 $(3,000万円(事業費) - 1,400万円(融資額) - 300万円(A市からの助成額))$

となり、一番低い③の1,300万円が助成金額となります。



助成金の配分上限額について

助成対象者ごとの助成金の配分上限額は、法人は3,000万円、法人以外の者は1,500万円となります。

本事業による農業者への支援は市町村を通じて行われます。

本事業の詳細については、市町村の農政担当部局や都道府県の農政担当部局又は以下の各地方農政局等へお問い合わせ下さい。

東北農政局	経営・事業支援部経営支援課	022-263-1111 (内線4546)
関東農政局	経営・事業支援部経営支援課	048-600-0600 (内線3839)
北陸農政局	経営・事業支援部経営支援課	076-263-2161 (内線3947)
東海農政局	経営・事業支援部経営支援課	052-201-7271 (内線2356)
近畿農政局	経営・事業支援部経営支援課	075-451-9161 (内線2797)
中国四国農政局	経営・事業支援部経営支援課	086-224-4511 (内線2496)
九州農政局	経営・事業支援部経営支援課	096-211-9111 (内線4495)
内閣府 沖縄総合事務局	農林水産部経営課	098-866-0031 (内線83294)

農林水産省経営局就農・女性課 経営体育成支援室 03-6744-2148 (直通)